

歴史民俗資料館の臨時休館について

立川市歴史民俗資料館の本館展示室及び収蔵庫において、くん蒸消毒を行うため、立川市歴史民俗資料館条例第3条の規定に基づき、次のとおり臨時休館としたい。

1 休館期間

9/24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月
振替休館	臨時休館	臨時休館	臨時休館	臨時休館	臨時休館	通常休館

2 消毒業務の内容

文化財資料の保存に影響を来す、虫卵等を駆除し、展示、収蔵施設内の環境を整える

- ・館内の各室及び区画毎に空間を仕切り目貼り養生後、消毒剤を充填する
- ・消毒効果の確認後、一般の開館利用に復する作業を行う

資料館本館 1階 常設展示室、特別展示室（殺虫、殺卵ガスの噴霧）

2階 収蔵庫、特別収蔵庫（殺虫ガスの噴霧）

新館 2階 収蔵庫（殺虫ガスの噴霧）

施設内井上家土蔵 土蔵内全体（殺虫ガスの噴霧）

上記以外の室内及び区画については、乳剤（殺虫剤）を散布

3 臨時休館を必要とする理由

歴史民俗資料館のくん蒸消毒は、毎年秋に実施しており、通常は、一日でガス抜きが可能な殺虫ガスによって、休館日に実施している。しかし、くん蒸消毒実施後の環境調査結果によっては、さらに強力な薬剤である殺卵ガスによる消毒が必要となり、本館展示室等において実施する場合は、来館者等の安全を考慮し、臨時休館日を設けている。本年度は、常設展示室及び特別展示室を強力な薬剤によりくん蒸消毒するため、昨年度同様に臨時休館日を設ける。

4 休業する業務

館内及び敷地内施設での展示公開、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務

5 通常どおり行う業務

埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談等は、新館会議室で通常どおり行う

※ 川越道緑地古民家園については、通常通り開園

6 周知

(1) 「広報たちかわ」8月25日号に掲載

(2) 館内及び資料館ホームページへの掲示